

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を 改正する政令概要

公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改める。

1 趣旨

令和6年度の人事院勧告を踏まえ、一般職給与法及び人事院規則の改正により地域手当の支給地域及び割合の見直しが行われることを踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費、開票所経費、事務費等の基本額に加算を行う地域及び割合を、国家公務員給与における令和6年人事院勧告等を踏まえたものとする改正を行う。

2 改正概要

基準法においては、選挙執行経費のうち投票所経費、開票所経費、事務費等を算定する際に、国の地域手当の支給基準を満たす地域においては、基本額に地域加算を行うこととしているところ、当該地域及び割合について国家公務員給与における令和6年人事院勧告等を踏まえた改正を行う。

[今後の予定]

閣 議：令和7年3月25日

公布日：令和7年3月28日

施行日：令和7年4月1日

※ パブコメは実施しない（行政手続法第4条第4項第6号）